



スカパーJSAT

ポータルリンクサービス料金表  
新旧対照表  
(第4版/令和4年10月)

スカパーJSAT株式会社

# ポータルリンクサービス料金表 新旧対照表(第4版/令和4年10月)

旧		新	
(料金の支払い期日) 第8条 契約者は、料金等その他の債務について、それぞれ次の期日までに、当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。		(料金の支払い期日) 第8条 契約者は、料金等その他の債務について、それぞれ次の期日までに、当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。	
区 分	支 払 期 日	区 分	支 払 期 日
5 無線局免許取扱手数料	電波法及び電波法関連諸規則に基づく事務及び作業を行った月の翌月末 ただし、電波法関係手数料のうち電波利用料に相当する額については、当該無線局の免許の日の属する月の翌月末又はその免許の日に相当する日の属する月の翌月末	5 無線局免許取扱手数料	電波法及び電波法関係法令に基づく事務及び作業を行った月の翌月末 ただし、電波法関係手数料のうち電波利用料に相当する額については、当該無線局の免許の日の属する月の翌月末又はその免許の日に相当する日の属する月の翌月末
第5表 無線局免許取扱手数料  1 適用 無線局免許取扱手数料に関する費用の適用については、約款第44条(無線局免許取扱手数料、証明取得料の支払い義務)の規定によります。		第5表 無線局免許取扱手数料  1 適用 無線局免許取扱手数料に関する費用の適用については、約款第44条(無線局免許取扱手数料、証明取得料の支払い義務)の規定によります。	
2 無線局免許取扱手数料に関する費用の額		2 無線局免許取扱手数料に関する費用の額	
地球局1局ごと		一の地球局設備又は受信専用設備ごとに	
項目	区分	無線局免許取扱手数料	
(1)地球局に関する電波法上の手続きについて当社が行う事務に要する実費	ア 労務費	1時間当たり人件費単金×延労働時間	
	イ 諸経費	電波法上の手続きを行うために必要な旅費、宿泊費、日当、調査費その他の経費	
(2)電波法上関係手数料	—	電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号)に規定される手数料に相当する額及び電波法に規定される電波利用料に相当する額	
		項目	区分
		無線局免許取扱手数料	
(1)地球局又は受信専用設備に関する電波法上の手続きについて当社が行う事務及び作業(電波干渉の調査及び分析に係る作業を含みます。)に要する費用		ア 労務費	1時間当たり人件費単金×延労働時間
		イ 諸経費	電波法上の手続きを行うために必要な旅費、宿泊費、日当、調査費その他の経費
		ウ その他実費	登録免許税に相当する額 ARIB 照会相談業務手数料
(2)電波法関係手数料		—	電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号)に規定される手数料に相当する額及び電波法に規定される電波利用料に相当する額
		附則 (実施期日) この改定規定は、令和4年10月1日より実施します。	